

福祉タクシー利用券の申請について

舞鶴市では、在宅の重度じん臓機能障害者、人工呼吸器を装着している医療的ケアの必要な障害児・者が、通院等のために利用するタクシー料金の一部を助成します。

記

1 対象者

(1) 重度じん臓機能障害者

- ※通院のために使用するものじん臓機能障害者で、次の条件をすべて満たす人
- ▽在宅のじん臓機能障害者で身体障害者手帳1級を所持
- ▽人工透析療法を受け通院している
- ▽自動車税・軽自動車税の減免を受けていない
- ▽同一世帯の所得税の合算額が一定基準以下

(2) 人工呼吸器を装着している障害児・者

- ▽在宅で人工呼吸器が常時必要な障害児・者（医師の意見書等が必要な場合があります）

2. 助成額：

申請した日の属する月以降、一か月あたり2,000円分（年間24,000円分）の利用券を交付します。

3. 申請方法：

身体障害者手帳と印鑑を持って障害福祉・国民年金課（18歳以上）か、こども家庭しあわせ課（18歳未満）、西支所窓口係へ。

4. 締め切り：年間24,000円の給付を受けるには、令和8年6月15日（月）までに手続きが必要

5. 問い合わせ：

- ▽障害福祉・国民年金課（18歳以上）電話：0773-66-1033、FAX：0773-62-7957
- ▽こども家庭しあわせ課（18歳未満）電話：0773-68-9155、FAX：0773-66-2140

